

5 計画の推進と評価

【計画の推進体制】

◆全市的な推進体制

計画の推進に当たっては、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。したがって、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

◆全庁的な推進体制

市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進します。

また、子どもの権利の推進に関する庁内の連絡調整や方針の決定を行う「札幌市子どもの権利総合推進本部」において進ちょく管理を行います。

【計画の評価・検証】

本計画の実施状況については、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」、及び庁内会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、評価・検証を行っていきます。

計画の評価・検証に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善検討）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進ちょく状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

成果指標は、計画に掲げた各基本目標の要素、及び子どもに関する総合計画である「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」における類似指標を踏まえ、下記のとおり設定しています。また、目標値は、現状値や同プランの成果指標の目標値を参考に設定しています。

【成果指標】 現状値 H21年度 → 目標値 H26年度

- ① 自分のことが好きだと思う子どもの割合
53.2% → 70%
- ② 子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合
子ども：42.4% → 60%
大人：55.4% → 60%
- ③ 子どもの権利が守られていると思う人の割合
子ども：48.3% → 60%
大人：48.4% → 60%

◆ 意見募集要領

現在、策定を進めている札幌市子どもの権利に関する推進計画について、ご意見を募集します。

今後、皆様からお寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を行い、計画を策定する予定です。また、皆様からお寄せいただいたご意見等の概要は、それらに対する札幌市の考え方と併せて、平成23年3月以降にホームページなどで公表する予定です。

1. 意見募集期間

平成22年（2010年）12月17日（金）～平成23年1月26日（水）（41日間）

2. 意見の提出方法

- ・ 郵送の場合：次ページにある用紙を切り取り、ご意見を記入のうえ、
のり付けしてポストに投函してください。（切手不要）
- ・ FAXの場合：011-211-2943
- ・ 電子メールの場合：kodomo.kenri@city.sapporo.jp
- ・ 直接お持ちいただく場合：札幌市中央区南1条東1丁目大通^ハセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
受付時間 平日の8時45分～17時15分
(12月29日～1月3日はお休みです。)
- ・ HPから送信する場合：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>
※電話によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。
※ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所をご記入ください。
(ご意見などの概要を公表する際は、お名前・ご住所は公開いたしません。)

3. 意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市 子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課

住所：〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通^ハセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943 電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

(参考) 本資料公表場所

- ・ ホームページ「子どもの権利ウェブ」：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>
- ・ 札幌市子ども未来局子どもの権利推進課（札幌市中央区南1条東1丁目大通^ハセンタービル1号館3階）
- ・ 札幌市役所本庁舎（1階ロビー、2階行政情報課）
- ・ 各区役所総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ その他：各区民センター、中央図書館、各地区図書館、児童会館など

※子ども用の意見募集資料もございます。

ご希望の方は、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課にお問い合わせください。